

倫理，政治・経済

I 次の会話を読み、下の設問に答えなさい。

A 歴史を振り返ってみると、これまで多くの時代の庶民は、自分の住んでいる地域から出られず、職業も選べず、多様な文化や芸術に触れられなかったどころか、読み書きさえ満足にできず、生きて子どもを残していくために厳しい労働をして、現代人よりずっと早く死んでいったようだね。そういった人々と比べると、私は本当に幸せだと感ずるよ。

B そうかな？ 確かに彼らはわれわれに比べれば物質的な生活水準は低かっただろうが、現代人のように自分の手の届かない所にある贅沢のことを知ってうらやましがることなどあまりなかっただろうし、よそに行きたいとか別の職を選びたいといった欲求自体を持っていなかったかもしれない。もし彼らが彼らなりに自分の生活に満足していたとしたら、われわれよりも不幸だとは言えないだろう。

A 仮にあなたが言うように当時の人たちが自分の生活に不満を持っていなかったとしても、それは彼らの置かれていた環境がもともと貧しいものだったからでしょう。そんな状況で人が持つことになる欲求は不当に制限されたものになりそうだ。彼らは豊かな環境の下ならば、もっと自分の能力を発揮して充実した幸福な一生を送れたに違いないよ。^①

B あなたがそう思うのはあなたがこの現代に生きているからで、昔の人とは基本的な価値観が違うから、幸福を比較することは難しい。自然に密着した生き方をしていた当時の人から見れば、現代人の生き方は些細な利便にあくせくした、地に足のついていないものと映るかもしれないよ。幸福は人が何を持っているか、何を手に入れられるかで決まるのではなくて、本人の心の持ち方次第だ。いくら恵まれた状況にあっても不平不満を抱えていたら不幸だし、つましい暮らしをしていても生きがいがあって生活に満足できたら幸福だろう。それになまじ選択肢が与えられると、後で後悔することも多くなる。

A 私は限られた生活に自己満足するくらいなら、もっと充実した生活をしたくて不満を感ずる方が幸せだと思う。^②

問 1 下線部①のように，人間の幸福とは人間にふさわしい機能・能力を発揮させることから生ずると考えた古代ギリシアの哲学者がいます。その哲学者は誰で，いかなる著作で，どのような幸福論を述べたのかを説明しなさい。(200字以内)

問 2 下線部②のような発想を「満足した豚であるより，不満足な人間である方がよく，満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスである方がよい」と表現したイギリスの哲学者がいます。その哲学者は誰で，いかなる著作で，いかなる思想史的文脈で，いかなる理由によってそのように主張したかを説明しなさい。(200字以内)

Ⅱ 次の文章を読み、下の問いに答えなさい。

裁判員制度は、裁判員が個別の事件ごとに国民の中から無作為に選任され、裁判官のような身分を有しないという点においては、陪審制に類似するが、他方、裁判官と共に事実認定、法令の適用及び量刑判断を行うという点においては、参審制とも共通するところが少なくなく、我が国独特の国民の司法参加の制度であるということができる。それだけに、この制度が陪審制や参審制の利点を生かし、優れた制度として社会に定着するためには、その運営に関与する全ての者による不断的努力が求められるものといえよう。裁判員制度が導入されるまで、我が国の刑事裁判は、裁判官を始めとする法曹のみによって担われ、詳細な事実認定などを特徴とする高度に専門化した運用が行われてきた。司法の役割を実現するために、法に関する専門性が必須であることは既に述べたとおりであるが、法曹のみによって実現される高度の専門性は、時に国民の理解を困難にし、その感覚から乖離したのものにもなりかねない側面を持つ。刑事裁判のように、国民の日常生活と密接に関連し、国民の理解と支持が不可欠とされる領域においては、この点に対する配慮は特に重要である。裁判員制度は、司法の国民的基盤の強化を目的とするものであるが、それは、国民の視点や感覚と法曹の専門性とが常に交流することによって、相互の理解を深め、それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すものということができる。その目的を十全に達成するには相当の期間を必要とすることはいうまでもないが、その過程もまた、国民に根ざした司法を実現する上で、大きな意義を有するものと思われる。このような長期的な視点に立った努力の積み重ねによって、我が国の実情に最も適した国民の司法参加の制度を実現していくことができるものと考えられる。

(最高裁判所大法廷平成 23 年 11 月 16 日判決から抜粋)

問 1 下線部①に関連して、陪審制や参審制と比較して裁判員制度はいかなる特色を有するといえるか、説明しなさい。(200 字以内)

問 2 下線部②に関連して、国民と法曹のそれぞれの長所を生かした刑事裁判を実現するうえで、国民と法曹の双方の課題は何か、説明しなさい。(200 字以内)

Ⅲ

1 表は、米国と日本における上位1%の富裕層の所得が総所得に対して占める割合(以下、上位1%シェア)を示している。両国ともに戦前は上位1%シェアが16%から19%と高い水準を維持してきたが、戦後になるとこのシェアは一端低下した。しかし、2010年になると日本の上位1%シェアが10%なのに対して、米国では20%まで上昇している。近年になって日米で上位1%シェアに相違が生じている理由について論じなさい。(150字以内)

<表 日米における上位1%の富裕層の所得シェア>

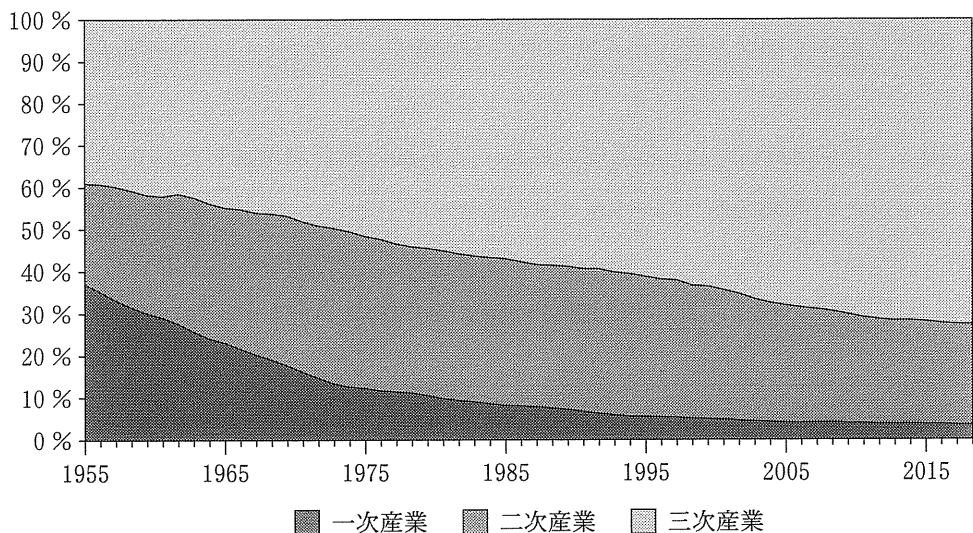
年	日 本	米 国
1920	17%	18%
1930	17%	18%
1940	16%	19%
1950	8%	16%
1960	9%	13%
1970	11%	11%
1980	8%	11%
1990	13%	15%
2000	9%	18%
2010	10%	20%

出所：World Inequality Database

2 以下の問題に答えなさい。

(1) 図は日本の産業別就業者割合の推移を示している。この図からわかる通り、経済が発展してゆくにつれて、一次産業の就業者が減少し他産業の就業者が増えている。数値をあげると、一次産業の就業者割合は1955年には38%だったが2018年には3%まで低下している。こうした産業構造の変化に関する法則のことを何というか、答えなさい。

< 図 産業別就業者割合 >



(出所)総務省統計局「労働力調査」

(2) 我が国の税制史において、税務当局が所得の何割を把握しているかという所得捕捉率に対する不満は一貫して高かった。例えば、サラリーマンは源泉徴収という徴税方法で所得の9割以上を捕捉されるのに対して、自営業者は6割、農家は4割しか捕捉されていないと言われてきた。この所得捕捉率の業種間格差に対する不公平感を表す語を答えなさい。

(3) (1)の法則に従って、我が国では一貫して一次産業の雇用が減少してきた。また、近年では一次産業以外の自営業者の割合の低下も指摘されている。戦後の産業構造の変化が税・社会保険料負担における水平的公平性にどのように影響してきたか、水平的公平性とは何かを説明しながら論じなさい。(200字以内)